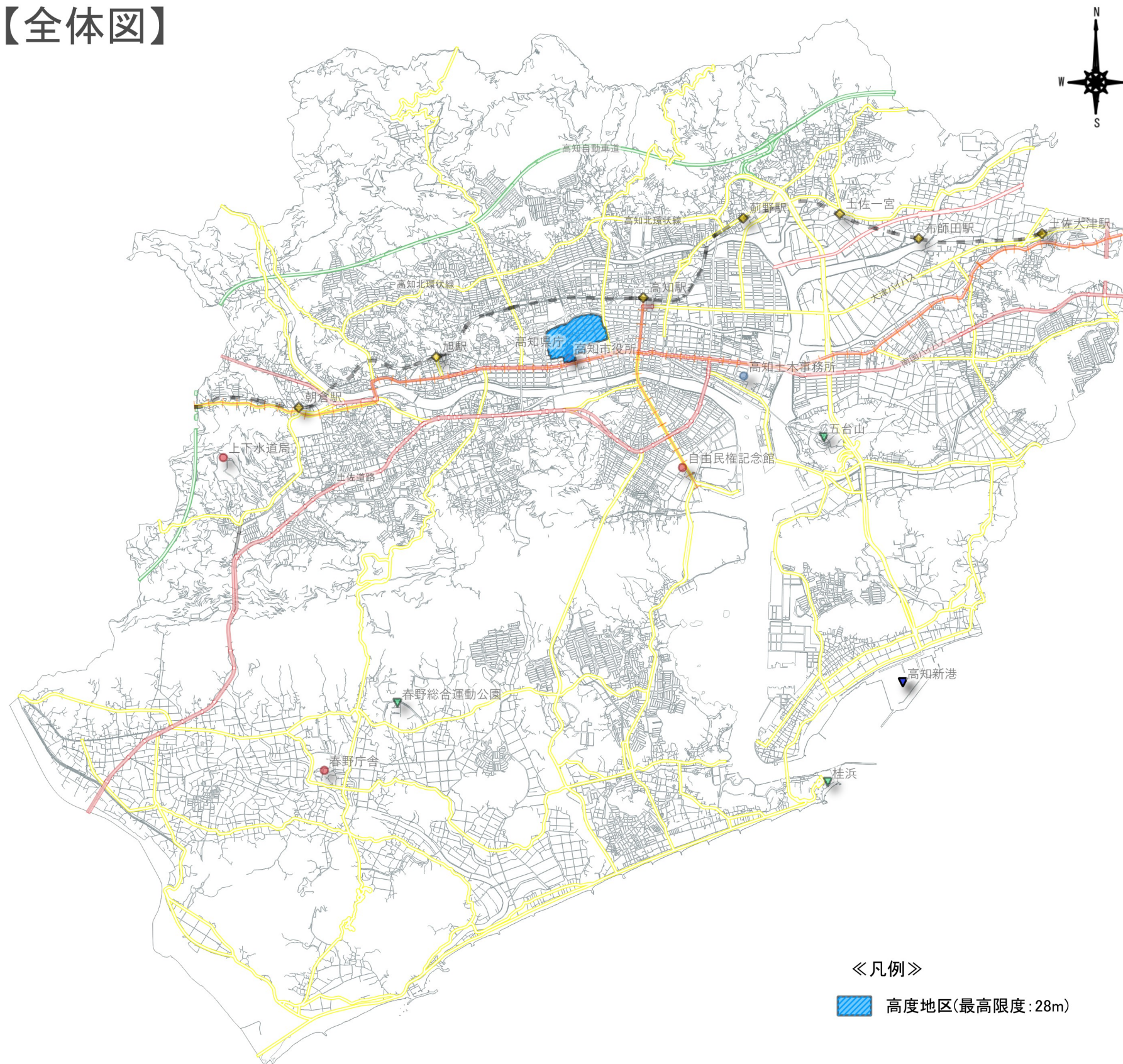


参考資料:高度地区

【全体図】

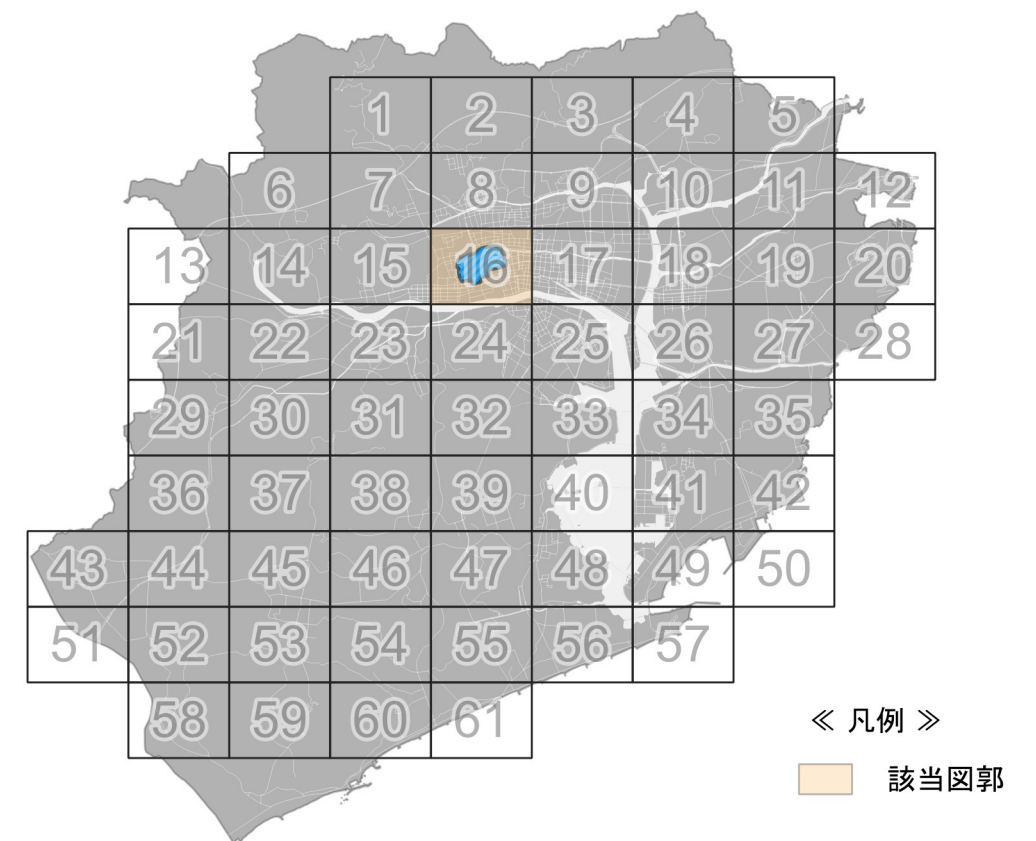


《高度地区》

高度地区内において、建築物の高さの最高限度は28mとなります。

※1 28mは高知城三ノ丸・梅の段と同等の高さです。
 ※2 屋上突出部分(階段室等)についても制限されます。
 (建築基準法施行令第2条第1項第六号口の規定は適用しない。)

【凶郭割凶】



注意

(1) 本資料は、一部簡略化して示しています。
(2) 本資料は、地図作成上の誤差を含んでいます。